

## 福島復興再生特別措置法案の構成

第一章 総則（第1条～第4条）	
目的、基本理念、国の責務等	
第二章 福島復興再生基本方針（第5条・第6条）	
福島復興再生基本方針の策定等、福島県知事の提案	
第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置（第7条～第23条）	
第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置（第7条～第15条）	
避難解除等区域復興再生計画（第7条） 国による公共施設の工事（道路、河川等）（第8条～第14条）、生活環境整備事業（第15条）	
第二節 課税の特例（第16条・第17条）	
避難解除区域内での機械等の取得や被災者雇用への特例	
第三節 公営住宅法の特例等（第18条～第23条）	
公営住宅への入居資格の特例等	
第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第24条～第35条）	
健康管理調査（第24条～第26条）、農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援（第28条）、除染等の措置等の迅速な実施等（第29条）、児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置（第30条）、放射線の人体への影響等に関国民の理解の増進、教育を受ける機会の確保のための施策、医療及び福祉サービスの確保のための施策、その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第32条～第35条）	
第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置（第36条～第55条）	
第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第36条～第48条）	
産業復興再生計画の認定、東日本大震災復興特別区域法の準用（第36条～第37条） 規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）（第38条～第48条）	
第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例（第49条・第50条）	
東日本復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等	
第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第51条～第55条）	
農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興等	
第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第56条～第61条）	
重点推進計画の認定、東日本大震災復興特別区域法の準用（第56条～第57条）  （独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡（第58条）、研究開発の推進、企業の立地の促進等のための施策等（第59条～第61条）	
第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第62条）	
第八章 雑則（第63条～第67条）	
この法律に基づく措置の費用負担（第63条）等	
附則（第1条～第22条）	
施行期日（第1条）、検討（第2条）、住民基本台帳法の一部改正（第9条）等	